重要事項説明書（サンライフ山陽デイサービスセンター）

＜総合事業　予防給付型（通所介護相当サービス）＞

あなたに対する予防給付型（通所介護相当サービス）の開始にあたり、厚生労働省令（平成 18 年省令第 37 号）第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

（１）第一種社会福祉事業

事　業　者　名　称	特別養護老人ホームサンライフ山陽
主たる事務所の所在地	山口県山陽小野田市大字埴生 2156 番地
法　人　種　別	社会福祉法人　山　陽　福　祉　会
代　表　者　名	理　事　長　　山　髙　正　義
電　話　番　号	０８３６－７６－３４４３

（２）第二種社会福祉事業

介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
サンライフ山陽 デイサービスセンター 山口県　3577700044	通所介護
特別養護老人ホーム サンライフ山陽 山口県　3577700093	短期入所生活介護
サンライフ山陽 居宅介護支援事業所 3577700028	居宅介護支援

（３）第１号通所事業

サンライフ山陽 デイサービスセンター 3577700044	予防給付型（通所介護相当サービス）

２．ご利用事業所

ご利用事業所の名称	サンライフ山陽デイサービスセンター
指　定　番　号	山口県　3577700044
所　在　地	山口県山陽小野田市大字埴生 2156 番地
電　話　番　号	０８３６－７６－３４４３、（直通）０８３６－７６－３４５１

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、予防給付型（通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
事業の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まるとともに、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止となることの予防のため、適切なサービスを提供に努めます。

４．ご利用事業所の職員体制

５．利用定員　　予防給付型（通所介護相当サービス）３０名　（通所介護含む）

ご利用事業所の従業者の種類	員数	勤務の体制
管理者	１人	常勤１名（生活相談員、介護職員兼務）
生活相談員	３人	常勤兼務３名
看護職員・機能訓練指導員	３人	常勤２名　非常勤１名
介護職員	７人	常勤６名（生活相談員兼務３名、看護・機能訓練指導員兼務２名）非常勤１名
管理栄養士	２人	常勤２名(特養と兼務)

６．営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分
サービス提供時間	午前１０時～午後４時

７．介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容
食事	献立表は、掲示致します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	ご自分で自宅での入浴ができない等の方は、その方の身体状況・必要性に応じて適切且つ安全に入浴介助を行います。
その他	必要に応じて日常生活の介助をさせていただきます。

介　護　相　談	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送　迎	ご自分で来られることができない、または、車の乗降りが困難な方は、その方の身体状況・必要性に応じて送迎車で送迎を行います。
栄　養　改　善	低栄養状態にある方に適切な栄養ケア計画に基づき改善の為のサービスを実施します。
口腔機能向上	口腔機能の低下・又はその恐れのある方に対して機能改善計画に基づき適切なサービスを実施します。

８．利用料金

利用料は給付費の１割で、別紙１のとおりです。
利用料金の引き落とし日は、翌月の１５日になります。
＊所得や資産によっては２割または３割負担の場合もあります
。
＜備考＞
①必要となった場合の送迎代・入浴代は基本料金に含まれます。
行事、活動参加等によっては別途料金がかかる場合があります。
②おむつの使用の方は、おむつをご持参下さい。但し、施設のおむつを使用した場合、実費をいただきます。
③ お休みのキャンセル料（午前１１時以降のキャンセルに関しては食事代のみをご負担頂きます）

９．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医或いは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

１０．介護保険給付外サービス

サービスの種類	内　　容	自己負担額
食　材　の　提　供	管理栄養士による食材の検収により、新鮮で安全な食材を提供します。（おやつ等を含む）	１日 700 円

１１．通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域	山陽小野田市内

１２．苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	サンライフ山陽デイサービスセンター ご利用時間　平日　午前８時３０分～午後５時１５分 ご利用方法　電話　０８３６－７６－３４５１ 窓口担当者　福田　智恵子（管理者）
公的機関	山陽小野田市市役所　高齢福祉課　介護保険係 住所　山陽小野田市日の出１丁目１番１号 ご利用方法　電話　０８３６－８２－１１７２ 山口県国民健康保険団体連合会介護保険課　苦情相談係 住所　山口市朝田１９８０－７ ご利用方法　電話　０８３－９９５－１０１０ 山陽福祉会　第三者委員会　事業所に掲示

１３．協力医療機関

事業者は、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

利用者の主治医又は、事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。	
医療機関の名称	山陽小野田市民病院
院長名	藤　岡　顕太郎
所在地	山口県山陽小野田市大字東高泊１８６３番地の１
電話番号	０８３６－８３－２３５５
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、眼科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽頭科、神経内科、麻酔科、禁煙外来 歯科口腔外科、放射線科
入院設備	有
緊急指定の有無	有
契約の概要	当事業者と山陽小野田市民病院とは、入所者等の健康管理、病状の急変があった場合の入院措置、及び医学的処置について契約を締結しています。

１４．事故発生時の対応

サービス提供中の事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

１５．サービス利用にあたっての留意事項

①被保険者証の提示

②緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出

③利用料その他の費用の支払い

④欠席する場合の連絡

⑤その他　所持品に対する注意事項

１６．非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームサンライフ山陽消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	山陽小野田市内（山陽地区消防組合)と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームサンライフ山陽消防計画」にのっとり、年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	ガス漏れ報知機	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	非常通報装置	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン布団等は、防炎性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成２７年５月１９日 防火管理者：山高　正義			

１７．秘密保持

事業者（以下乙という）及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者様（以下甲という）に対する通所介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。退職後も同様とします。 但し、乙は、甲又は甲の家族の個人情報を別紙２に用いることがあります。

令和　　年　　月　　日

（乙）　当事業者は、甲１に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、□甲１　に
□甲２
対して、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

（ 乙 ）居宅サービス事業者

主たる事務所所在地　　山口県山陽小野田市大字埴生 2156 番地

名　　称　　サンライフ山陽デイサービスセンター　　印

説明者　　所　　属　サンライフ山陽デイサービスセンター

氏　　名

同意書

（甲）　私は、重要事項説明書に基づいて、乙から重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意します。

（甲１）利　用　者　　住　　所

氏　　名

（甲２）利用者の家族　住　　所

氏　　名　　（続柄　　）

別紙１

サービス利用料金表

介護保険利用者負担金額表（１割負担額）

＊所得や資産によって２割もしくは３割負担の場合もあります。

④ 総合事業　予防給付型（通所介護相当サービス）の利用者負担

介護度	要支援１	要支援２
介護予防通所介護費	1.798円	3.621円（週２回） 1.978円（週１回）
サービス体制強化加算費Ⅰ	88円	176円
食材費（おやつ含む）	700円　（1日）	700円　（1日）
科学的介護推進体制加算	40円	40円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	9.2%	9.2%

＊下関市在住の方は、回数により規定に添って算出致します。

別紙２

個人情報の利用目的

通所介護（介護予防通所介護）事業所　サンライフ山陽では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通りに定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
—入退所等の管理
—会計・経理
—事故等の報告
—当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
—利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
—利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
—検体検査業務の委託その他の業務委託
—家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
—保険事務の委託
—審査支払機関へのレセプトの提出
—審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
—医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
—当事業所において行われる学生の実習への協力
—当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち
—外部監査機関への情報提供

令和５年９月１５日
社会福祉法人　山陽福祉会
理事長　　山　髙　正　義